

平成30年度

学校教育の指針



滋賀県教育委員会



11月1日は「^{しが}滋賀教育の日」です

滋賀の教育大綱（第2期滋賀県教育振興基本計画）全体のイメージ

滋賀の教育の基本目標

未来を拓く心豊かでたくましい人づくり ～学び合い支え合う「共に育つ」滋賀の教育～

滋賀の目指す教育の姿

「自立と共生」に向け、主体性・社会性を育む教育

滋賀の目指す人間像

- ・自立し、様々な人々や自然と共生できる人
- ・チャレンジし、新しい時代を切り拓く力を備えた人
- ・「近江の心」を受け継ぎ、地域社会に貢献できる人

柱1 子どものたくましく生きる力を育む

子どもが新しい時代を切り拓き、郷土への愛着と誇りを持ってたくましく歩んでいけるよう、一人ひとりの能力や個性を伸ばし、人間力を培います。

4つの要素からなる「生きる力」を育みます

知
「確かな学力」
を育む

徳
「豊かな心」
を育む

体
「健やかな体」
を育む

共生
「滋賀の自然や地域と
共生する力」を育む

特別支援教育等
共生社会に向けた多様なニーズに
対応する教育の推進

キャリア教育
多様な進路・就労の実現に向けた
教育の推進

柱2 子どもの育ちを支える環境をつくる

子どもが育つ上で大切な学校の教育環境の整備とともに、家庭や地域全体の教育力の向上を図り、互いに連携・協力して子どもを育てます。

学校の教育環境の整備を進めます

学校づくり
魅力と活力ある学校
をつくる

教師力
教職員の教育力
を高める

環境づくり
安全・安心な学校・地域
をつくる

家庭の教育力
子育て環境支援の充実
を図る

地域の教育力
社会全体で子どもを育てる環境
をつくる

柱3 すべての人が共に育ち、社会を創る生涯学習を振興する

県民一人ひとりが生涯を通じて主体的に学習し、心豊かでいきいきとした人生を築くことができるよう、人と人、人と社会のつながりを育みます。

学習
社会的課題に対応した
学習の推進

スポーツ
健康づくりと生涯スポーツの
振興

文化
魅力ある文化の振興と歴史文化
に親しむ機会の充実

学びの場づくり
生涯学習の場の充実

未来を拓く心豊かでたくましい人づくり ～学び合い支え合う「共に育つ」滋賀の教育～

2018

子どものたくましく生きる力を育む

「確かな学力」を育む	1 子どもの「学ぶ力」を向上させるための滋賀プランの推進	p.2
	2 学びの質を高めるための授業改善の推進	p.3
	3 遊びの中の学びを通じた幼児教育における指導の充実	p.4
	4 新学習指導要領を見据えた外国語教育の推進	p.5
	5 新しい時代を切り拓く力の育成	p.6
「豊かな心」を育む	1 話し合いと実践から生まれる学級経営の充実	p.7
	2 「考え、議論する」道徳科の推進	p.8
	3 互いの人権を尊重する心や態度の育成	p.9
「健やかな体」を育む	体力の向上と健康の保持増進	p.10
「滋賀の自然や地域と共生する力」を育む	学びにつなぐ体験活動の推進	p.11
共生社会に向けた多様なニーズに対応する教育の推進	「地域で共に生きる」特別支援教育の推進	p.12
多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進	自己と社会をつなぎ未来を拓く系統的なキャリア教育の推進	p.13

子どもの育ちを支える環境をつくる

魅力と活力ある学校をつくる	この仲間と、この地域にある、この学校で学んでよかったと思える学校へ	p.14
教職員の教育力を高める	子どもの力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上	p.15
安全・安心な学校・地域をつくる	1 的確な見立てと支援の充実を図る生徒指導の実践	p.16
	2 子どもが主体的に安全・安心をつくる	p.17
社会全体で子どもを育てる環境をつくる	「開かれた学校」から、「地域とともにある学校」へ	p.18

資料

学ぶ力向上 滋賀プラン（学習指導要領の改訂等に関するスケジュール）	p.19
学ぶ力を育てる6つの滋賀プラン（進行計画）	p.20
学校における働き方改革取組方針（概要版）	p.21

「確かな学力」を育む

1 子どもの「学ぶ力」を向上させるための滋賀プランの推進

各校園は、新学習指導要領の全面実施を見据えた取組を推進し、家庭や地域との連携を図りながら、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すカリキュラム・マネジメントの推進を図る。

学校の教育力を高めるためのC(検証・評価)とA(改善)の充実

Check

検証・評価

学校・園の組織力を生かした改善方策の検証

- ・全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙をもとに取組を検証し、課題を把握
- ・学校評価をもとに教育活動全体を検証し、課題を把握
- ・授業での子どもの学びの姿をもとにした指導方法、授業づくり等を検証し、課題を把握

新学習指導要領の趣旨を踏まえた取組とするためのチェックポイント

- 全教職員が適切に役割分担し、相互に連携しながら、カリキュラム・マネジメントの取組の推進が図られていたか
- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が行われていたか [P3参照](#)
- 社会に開かれた教育課程の実現に向け、家庭・地域との連携が図られていたか [P18参照](#)

改善

Action

課題に対応したきめ細かな取組

- ・校内研究の充実とOJTの推進
- ・教科指導力の向上
- ・学習評価の改善
- ・授業とつながる家庭学習の充実



滋賀県総合教育センターHP [検索](#)

質の高い、深い学びの創造

- ・基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得
- ・子どもにとって必然性のある課題の設定
- ・ペアやグループで対話的に学び合うなど、深い学びにつなげるためのさまざまな言語活動の充実
- ・深い学びにつながる振り返りの場面の設定
- ・板書の工夫やノート指導、ICTの効果的な活用
- ・外部人材を活用した学習活動の充実

組織的・計画的な教育活動の質の向上 ~カリキュラム・マネジメント~

カリキュラム・マネジメント3つの側面

- ① 学校教育目標を踏まえた教科横断的な視点で教育内容を組織的に配列
- ② 教育内容の質の向上に向けたPDCAサイクルの確立
- ③ 教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源の活用

Do

教育課程の実施

教育課程の計画と編成

Plan

県教育委員会の取組

- ・新学習指導要領全面実施への対応
- ・各教科等の教育課程研究協議会の実施
- ・「全国学力・学習状況調査」の実施
- ・学ぶ力向上策の検討と手立ての発信
- ・指導主事等が年間2回学校を訪問し、カリキュラム・マネジメントの実施を支援

「確かな学力」を育む

2 学びの質を高めるための授業改善の推進

基礎的・基本的な学習内容の指導の徹底を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの実現につながる授業の改善を推進する。

子どもたちが「わかる」「できる」喜びを実感できる授業

- ①基礎的・基本的な学習内容の指導の徹底
- ②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善

授業の「型」から授業の「質」の向上へ

基礎的・基本的な知識・技能の定着



子どもの学びをつなぐ

▼必然性のある学習活動



子どもの学びの姿からの授業の「質」の向上

子どもの学びをみとめる

子どもの学びをイメージする

課題発見・解決のプロセス

- 課題を見つける
- 見通しをもつ
- 自分で考える
- 共に学び合う
- 学習をまとめる
- 学習を振り返る

新たな課題を見つける

① 基礎的・基本的な力を土台とした学習活動の充実

改善のポイント

- 単元を見通して、子どもに付けたい力を明確にし、学びの姿をイメージするとともに、毎授業の指導内容や時間配分、評価規準や評価方法が明確に計画できているか
- 必要に応じて、繰り返し学ぶことで基礎的・基本的な知識・技能の定着を図り、粘り強くやりきる姿勢や学ぶ意欲の向上を図ることができているか

② 毎授業の学習活動の充実

改善のポイント

- 児童生徒が自ら問いや課題を発見できるような、関心や意欲を高める教材や発問、導入であったか
- 児童生徒が、見通しをもったり、思考・判断したりする適切な時間を設定したか
- 本時のねらいの達成に向けた、児童生徒にとって必然性のある学習活動（ペア学習・グループ学習等）であったか
- 児童生徒自らが本時の課題に対する自己の変容や友達の考えのよさに気付いたり、新たな課題が見つかったりするように、振り返りの視点を設定したか

主体的な学び

課題意識と見通しをもって粘り強く取り組み、自らの学習を振り返って次につなげること

対話的な学び

他の人との協働や対話、本や資料との対話を通して、自己の考えを広げ深めること

深い学び

習得・活用・探究のプロセスを通して、各教科等の「見方・考え方」を働かせ、より深く理解したり、創造したりすること

深い学びを実現する授業づくり

- ① 単元(本時)で付けたい力を明確にする
- ② 深い学びが成立した子どもの姿を考える
- ③ 深い学びにつながる言語活動を考える
- ④ 深い学びにつながる導入を工夫する

子どもたちが安心して学べる学級づくり

県教育委員会の取組

- ・「学びの基礎チャレンジ」と「学び直しプリント」の実施
- ・教科指導力向上と研修の実施
- ・小学校専科による学力向上推進
- ・幼児教育と小学校教育の接続の普及
- ・学校と家庭・地域が一体となった子どもの生活・学習習慣の向上
- ・中学校授業改善加配(コアティーチャー)の派遣

「確かな学力」を育む

3 遊びの中の学びを通した幼児教育における指導の充実

「幼児教育において育みたい資質・能力」は、遊びを通しての総合的な指導の中で一体的に育み、小学校以降の学びにつなげていきます。

幼児教育において育みたい資質・能力



- ①「知識・技能の基礎」 …… 遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて、何を感じたり、何に気付いたり、何が分かったり、何ができるようになるのか
- ②「思考力・判断力・表現力等の基礎」 …… 遊びや生活の中で、気付いたこと、できるようになったことなどを使いながら、どう試したり、工夫したりするか
- ③「学びに向かう力・人間性等」 …… 心情、意欲、態度が育つ中で、いかによりよい生活を営むか

領域

健康

人間関係

環境

言葉

表現

学びに向かう力を育む視点からの保育改善

遊びを通した学びの過程（5歳児後半）

遊びの創出

遊具・素材・用具や場の選択・準備
友だちとの出会い 等

遊びへの没頭

楽しさや面白さの追究 試行錯誤
工夫 協力 失敗や葛藤 問題の解決
折り合い 挑戦 等

遊びの振り返り

振り返り 明日への見通し

次の遊びの創出へ

幼児教育での主体的・対話的で深い学び

主体的な学び

- 周囲の環境に興味や関心をもって積極的に働きかける
- 見通しをもって粘り強く取り組む
- 自らの遊びを振り返って次の遊びにつなげる

対話的な学び

- ものと向き合い、ものへの理解を深める
- 他者との関わりを深める中で自分の思いや考えを表現する
- 友達と伝え合ったり、考えを出し合ったり、協力したりして自らの考えを広げ深める

深い学び

- 直接的・具体的な体験の中で、見方・考え方を働かせて対象と関わって心を動かす
- 幼児なりのやり方やペースで試行錯誤を繰り返し、生活を意味あるものとして捉える
- 美しさや不思議さ等の追求や問題解決に向けて探求的に学ぶ

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

5領域（健康・人間関係・環境・言葉・表現）のねらい及び内容に基づく活動全体を通して資質・能力が育まれている幼児の幼稚園等修了時の具体的な姿



健康な心と体

自立心

協同性

道徳性・規範意識の芽生え

社会生活との関わり

思考力の芽生え

自然との関わり・生命尊重

数量・図形、文字等への関心・感覚

言葉による伝え合い

豊かな感性と表現

3歳児、4歳児では、それぞれの時期の発達に応じた指導の積み重ねが、こうした姿につながっていく「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校と共有することにより、幼小接続を推進する

幼児教育と小学校教育の円滑な接続

〔幼児教育〕
〔小学校教育〕

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭においた保育・教育の充実
「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた指導の工夫

「確かな学力」を育む

4 新学習指導要領を見据えた外国語教育の推進

小・中・高等学校の各段階で身に付けさせたい力を明確にし、児童生徒が主体的に取り組む言語活動を中心に授業を展開します。また、校種間での連携をいっそう深め、小・中・高等学校等による系統的な外国語教育を推進します。

外国語教育の目標：コミュニケーションを図る資質・能力の育成

小・中・高等学校等の系統的な外国語教育

- 高等学校**
- ①言語の働きや役割などの理解
実際のコミュニケーションで活用できる技能
 - ②情報や考えなどの概要・詳細・意図的確な理解
理解したことを活用して適切に表現したり伝え合ったりする力
 - ③外国語の背景にある文化の多様性の尊重、他者への配慮
自律的・主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度



世界とのつながり

発表、討論・討議、交渉等、発信力の強化に向けた言語活動の高度化

高度化される中学校の学習内容の把握と接続

- 中学校**
- ①音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどの理解
実際のコミュニケーションで活用できる技能
 - ②日常的・社会的な話題における簡単な情報や考えなどの理解
理解したことを活用して表現したり伝え合ったりする力
 - ③外国語の背景にある文化に対する理解、他者への配慮
主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度



複数領域の統合的な言語活動の充実と、即興でのやり取りを意識した言語活動の重視

新設される小学校英語における学習内容の把握と接続

- 小学校英語**
- ①音声や文字、語彙、表現、文構造、言語の働きなどの理解
実際のコミュニケーションで活用できる基礎的な技能
 - ②語彙や基本的な表現を推測して読む力、語順を意識して書く力
自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力
 - ③外国語の背景にある文化に対する理解、他者への配慮
主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度



「聞くこと・話すこと」の言語活動の充実と、「読むこと・書くこと」による文字指導の導入

学級担任の専門性の向上と教員研修や校内研修の充実

- 外国語活動**
- ①言語や文化についての体験的な理解
音声や基本的な表現への慣れ親しみ
 - ②身近で簡単な事柄について聞いたり話したりする体験
自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地
 - ③言語やその背景にある文化に対する理解、他者への配慮
主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度



他者と英語でやり取りすることの体験と、音声や基本的な表現への慣れ親しみ

仲間とのつながり

授業改善の視点

目標
「目標の明確化」

- ①知識及び技能
○音声や語彙、表現、文法、言語の働き等を理解し、実際のコミュニケーションにおいて活用する
- ②思考力・判断力・表現力等
○コミュニケーションの目的や場面、状況等を意識し、理解したことを表現したり伝え合ったりする
- ③学びに向かう力
○外国語の背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮してコミュニケーションを図る

指導
「言語活動の充実」

- 5領域の技能を総合的に育成する言語活動を重視**
- 児童生徒が英語を使う言語活動
 - 実際のコミュニケーションで知識・技能を活用
 - 思考・判断・表現を繰り返すことで知識を深化
- 必然性のあるコミュニケーションを行う言語活動を設定**
- 言語活動におけるコミュニケーションの目的や場面、状況等の明確化
 - 聞きたいことや伝えたいことがある対話的な言語活動の設定

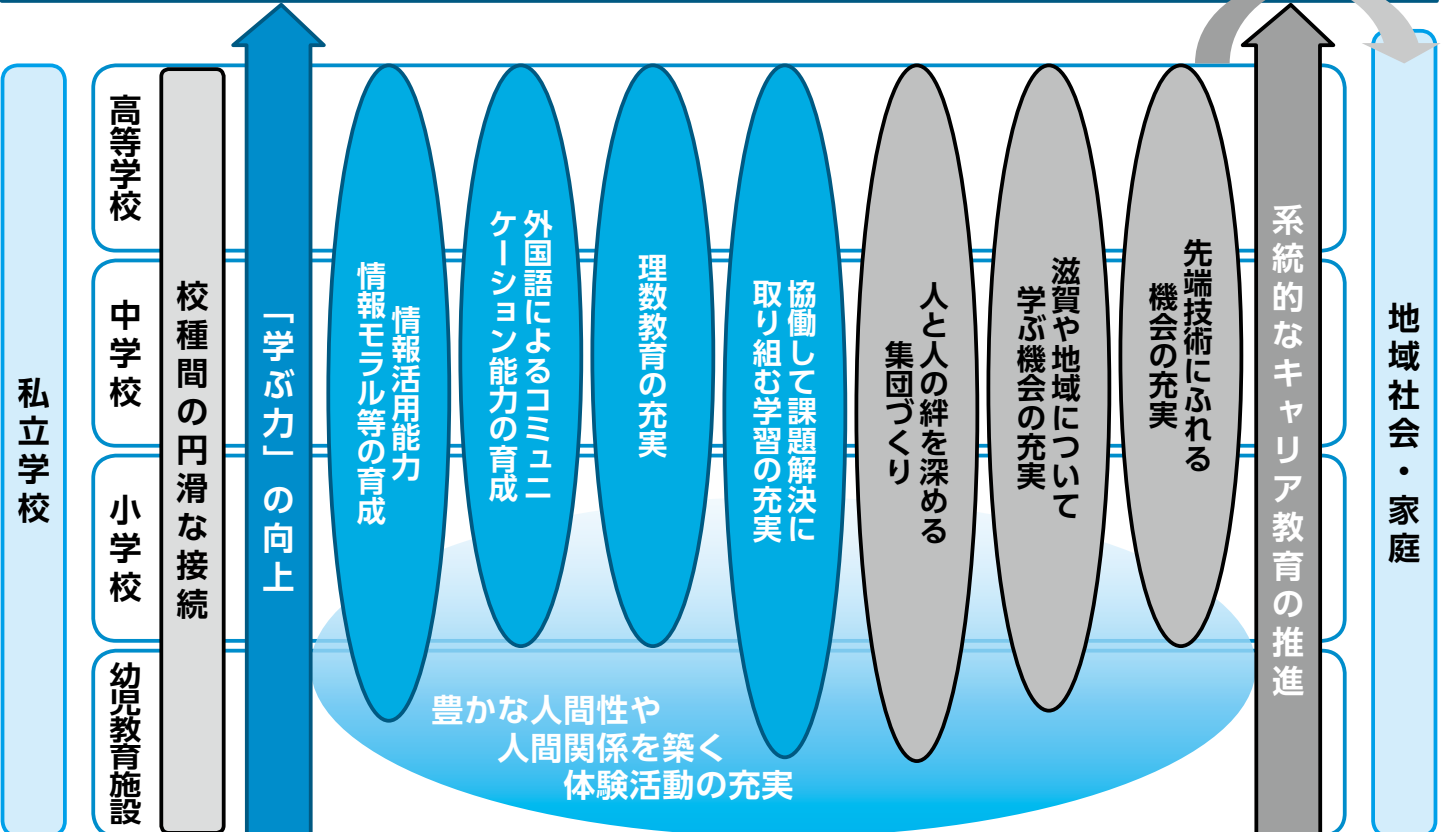
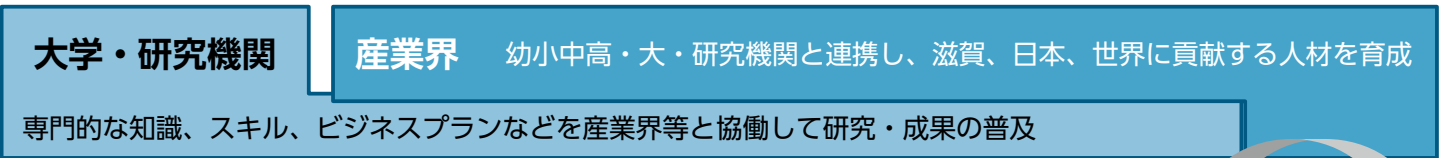
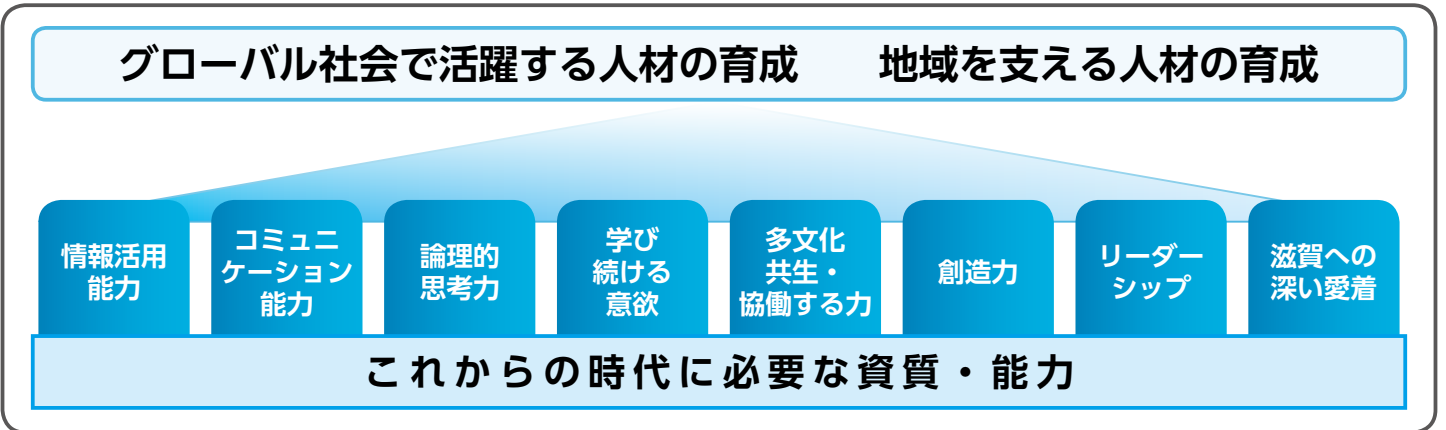
評価
「目標と指導と評価の一致」

- 児童生徒が主体的に活動する授業を通してパフォーマンス評価を実施
- 「何ができるようになるか」を児童生徒に対して明確に提示
- 「CAN-DOリスト」により小・中・高等学校の一貫した目標を設定**
- 各校での具体的な到達目標の設定
 - 各校の「CAN-DOリスト」と「単元の目標や評価」さらには滋賀県モデル「CAN-DOリスト」との関連付け
 - 地域における小・中学校の学習到達目標を共有し、児童生徒の学びの接続や指導改善への取組を充実

「確かな学力」を育む

5 新しい時代を切り拓く力の育成

変化の激しい社会を考えた時、これからの滋賀の教育では、「新しい時代を切り拓く力」を身に付け、グローバル社会・情報社会で活躍する人材や地域を支える人材の育成を図るため、必要となる資質・能力を育む取組をすすめる。



教職員の教育力の向上

地域資源を活用した教育の推進

「豊かな心」を育む

1 話し合いと実践から生まれる学級経営の充実

児童生徒の話し合い活動による自立的・自治的な実践的活動を進め、全ての子どもにとって居心地のよい学級・学校づくりを推進する。

～先人の「近江の心」を未来につなぎます～

中江藤樹先生	「致良知」	一人ひとりのもっている美しい心
糸賀一雄先生	「この子らを世の光に」	一人ひとりを大切にする心
雨森芳洲先生	「たがいに誠をもって交わろう」	ちがいを認め、たがいを大切にする心
近江商人	「三方よし」	人や社会を大切にする心
近江の人	「自然を大切に」	自然や環境を大切にする心

体験活動

感動・本物・仲間の実感

豊かな人間性や人間関係を築く力を培う

- ・人と人との絆を深め、感性を養う体験活動の意図的、計画的な実施



森林体験学習

- ・異年齢集団活動による交流の充実
- ・事前・事後活動を含めた体験プログラムの充実
- ・文化芸術活動の推進

確かな規範意識の育成

ルールを仲間と共有

規範意識を醸成することで、自己存在感や自己有用感を高める

- ・子どもが自主的、主体的に判断、行動し積極的に自己を生かす活動
- ・児童会・生徒会活動の活性化によるいじめの未然防止の取組

道徳教育

「近江の心」の継承 地域への愛着と貢献

滋賀の地域資源を活用した特色ある教育の推進

道徳の内容

主として集団や社会との関わりに関すること

よりよい学校生活、集団生活の充実

(我が国の) 伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度等

- ・地域の特色を生かした魅力的な道徳教育の推進 (地域教材やゲストティーチャー等の活用)
- ・学校と家庭や地域が共に取り組む体制や実践活動の充実

好ましい人間関係づくり

信頼に基づく豊かな人間関係の育成

人と人との絆を深める

- ・生活上の諸問題の解決に向けて、意見の違いや多様な意見のよさを生かしつつ集団として合意形成する学級活動の充実
- ・教科指導等でのグループ学習による「学び合い」の推進
- ・多様性を認め合い、共感的な人間関係を育む取組の推進



中学校の学級活動

幼児教育 ～豊かな人間性の芽生えを培う～

遊びから生まれる総合的な学び

ごっこ遊び

運動遊び

砂遊び

製作遊び

生き物に触れるなど

「豊かな心」を育む

2 「考え、議論する」 道徳科の推進

カリキュラム・マネジメントの観点からの道徳教育全体計画及び別葉、道徳科の年間指導計画の作成、質の高い多様な指導方法や評価の在り方の研究等、校長のリーダーシップのもと、道徳教育推進教師を中心とした組織的な取組を推進します。

学校の教育活動全体で行う道徳教育の推進

道徳教育全体計画作成
(具体的な計画は別葉で示す)

- ・学校の重点内容項目を明確にする
- ・各教科等の具体的な指導時期・内容を別葉に明記

道徳教育の「要」としての道徳科

道徳科の目標

よりよく生きるための基盤となる**道徳性を養う**ため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、**自己(人間として)の生き方についての考えを深める学習**を通して、**道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度**を育てる

道徳科の年間指導計画

採択された教科書の教材を、学校行事や教科等の学習との関連を考慮しながら配列する。

あくまでも教科書が主たる教材であるが、郷土の先人等を取り上げた地域教材等も有効に活用する。



【小学校編】



【中学校編】

考えを深める授業

- 問題意識をもたせる
 - ・導入や発問の設定を工夫する
- 子どもから出た意見をもとに深める
 - ・ねらいに迫る発言を全体へ広げる
 - ・考えを比較・分類する
- ねらいに迫る発問・活動を工夫する

- ・繰り返し発問
- ・意図的指名
- ・キーワード
- ・話し合い
- ・座席配置
- ・板書の工夫
- ・ワークシートの活用 等



【グループで話し合い】



【思考ツールで意見交流】

道徳科の評価

児童・生徒の学習状況及び成長の様子についての評価

- ・一面的な見方から多面的な見方へと発展させているか
(例) 自分と違う意見や立場を理解しようとしている
- ・道徳的価値の理解を自分との関わりの中で深めているか
(例) 自らの生活や考えを見直そうとしている

- 学習を振り返る環境整備
校内道徳コーナーの設置
(教室や廊下等に、学習内容を想起できる場面絵や感想等の資料を掲示)



【校内道徳コーナー】

- 年間や学期といった一定の期間の中で評価
 - ・成果が顕著であった時間について(～でした)
 - (発言、行動、記述、子どもの自己評価等から)
 - ・成長の様子を見取って(～なりました)

授業に対する評価

学習指導過程に対する評価を実施し、授業改善に努める

- 評価の観点例
 - ・発問設定は適切であったか
 - ・子どもが考える時間は十分であったか
 - ・特別に配慮を要する子どもに適切に対応していたか など

「豊かな心」を育む

3 互いの人権を尊重する心や態度の育成

全ての教育活動の根幹に人権尊重の精神を位置づけ、人権の意義や人権課題について正しく理解し、自分も他者も大切にする実践的態度を培う人権教育を推進します。



ひと 自分も他者も大切にする子ども

人権についての正しい理解と認識を深める学びの充実

- 差別の不合理性について認識を深め、人権獲得の歴史と生きざまに学ぶ人権学習を充実させる
- 参加・協力・体験的な学習を通して、実践的態度を育成する



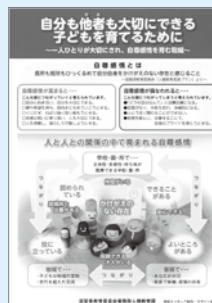
「気づき つながり 行動する 人権・部活問題学習」教材集の活用



「性の多様性を考える」リーフレットの活用

子どもの感性や人権感覚を育む 人権教育の深化

- 自尊感情を高め、豊かな感性や人権感覚を育む取組を進める
- 人や社会との関わりを通して、多様性が認められ、互いに高め合う集団づくりを進める



「自尊感情を育む」リーフレットの活用



「いじめや差別を許さない学校づくり」リーフレットの活用

教職員の人権感覚・指導力の向上

- 日常的に人権感覚を磨き合う
- 教職員研修を通して学びを深める

人権を尊重する生き方のロールモデルとなる教職員

- ・一人ひとりを尊重する教職員の姿 (子どもを見るまなざし、声のかけ方、気持ちの受け止め方)
- ・自身が受け入れられていると感じられる物的・人的環境の整備

子どもの自己実現を図るための連携の強化

- 困難な状況にある子どもの生活と学ぶ意欲を支える取組を進める
- 課題や取組の方向性を学校・園・所、関係機関、家庭、地域社会で共有し、支援体制の充実を図る

健やかな体を育む

体力の向上と健康の保持増進

子どもたちの健康の保持増進、生活習慣の向上を図るため、生涯にわたって運動に親しむ資質・能力を育み、運動習慣の確立を目指すとともに、組織的な取組の中で健康教育を充実させ、食育を推進していきます。

1 運動やスポーツに親しむ資質・能力の育成

学校体育

運動部活動

体育・保健体育の授業の充実

- 生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成
 - ・「体育が苦手な児童生徒のための授業づくり」を重視
- 教員の資質向上と授業の工夫改善
 - ・学習内容の確実な習得
 - ・学びの質の向上
 - ・体育（運動）と保健との一層の関連



対話による深い学び

運動部活動の適切な運営と指導

- 豊かな人間性を育むバランスのとれた運営と指導
 - ・協調性、責任感、連帯感の育成
 - ・主体的・対話的で深い学びにつながる指導の工夫
 - ・練習時間や休養日の設定等、発育・発達段階に応じた適正な指導
 - ・健康・安全に留意した適切な指導
- 運動部活動指導者（教員）の育成
 - ・科学的・合理的な指導方法の普及
- 運動部活動の指導体制の充実
 - ・地域のスポーツ指導者等の人材活用
 - ・部活動指導員の配置促進



小学校における運動習慣の確立

- 子どもを運動（遊び）好きにするための取組の推進
 - ・各校の「体力向上プラン」の工夫改善
 - ・「健やかタイム」等の体力づくりの推進
 - ・チャレンジランキングへの参加促進等
- 体育科の学習を核とした運動遊びの促進
 - ・「体力向上のための知恵袋」の活用
- 家庭・地域との連携

県総合教育センターHPIに掲載



汗をかかまで運動遊び



2 現代的健康課題への対応

学校保健

保健教育の充実

- 教職員対象の講習会・研修会の開催
 - ・メンタルヘルスに関する課題
 - ・アレルギー疾患等、保健管理の充実
- 喫煙、薬物乱用に関する指導
- 各教科と連携した性に関する指導の充実
- がん教育の推進
 - ・外部講師の活用、地域の関係機関と連携した取組の推進
- 歯、口腔の健康づくりの推進

組織的な取組

- 学校保健委員会の活性化
 - ・学校医、家庭、地域、関係機関の理解と協力
- 学校保健計画、保健室経営計画に基づく組織的な対応
- 様々な健康課題を抱える児童生徒が、課題解決に向けた支援を受けるための校内体制の確立
 - ・体育（運動）と保健との一層の関連

3 学校における食育の推進

食育

食に関する指導体制の充実

- 学校教育活動全体で食育の推進
 - ・全体計画と年間指導計画による指導
 - ・体育(保健体育)科、家庭(技術家庭)科、社会科、理科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間での指導
- 毎月19日「食育の日」の取組の充実
- 家庭・地域と連携した食育の推進（情報の収集・発信）
- 「ぐっすり睡眠・しっかり朝食」生活習慣の改善
 - ・食に関する指導教材DVDの活用



学校給食を生きた教材として活用

- 給食の時間における食に関する指導
- 健康によい食事のとり方
 - 食事と文化
 - ・郷土料理や食文化の理解
 - ・和食の継承
 - 勤労と感謝の気持ち
 - ・当番活動の工夫・生産者への感謝
 - 教科等との関連を図る

社会の授業で学習した滋賀県の食べ物だね

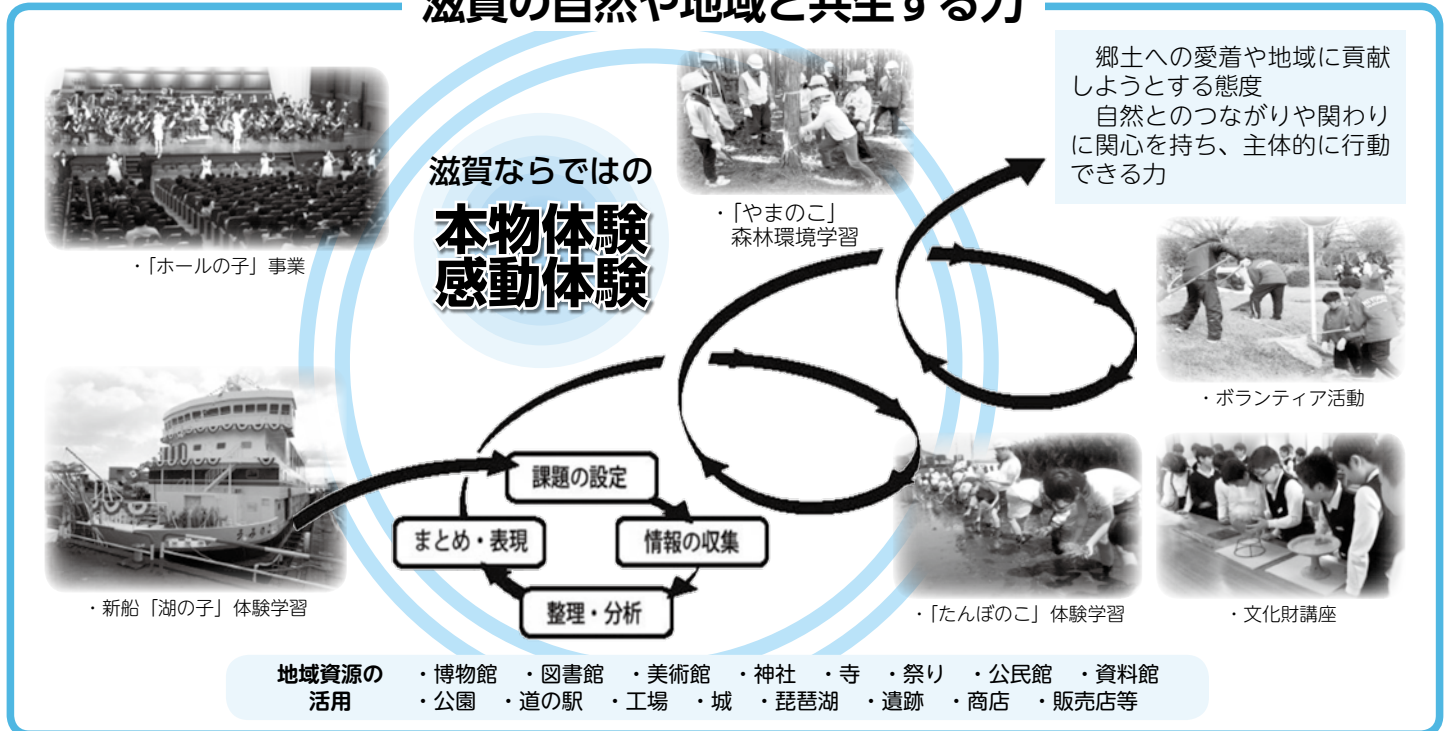


滋賀の自然や地域と共生する力を育む

学びにつなぐ体験学習の推進

豊かな人間性や人間関係を築く力を培うため、感動、本物、仲間などが実感できる体験活動を意図的、計画的に推進し実践的な環境教育を充実させることで、持続可能な社会の実現に向けて主体的に行動できる人育てを目指します。

滋賀の自然や地域と共生する力



フローティングスクールが生まれ変わります (H30年5月新学習船就航)

フローティングスクールの教育目標

各学校の教育目標

目指す児童の姿

フローティングスクールのテーマ

(テーマ例) ※H28・29年度研究航海フローティングスクールのテーマより
 ○びわ湖が育む命について考えよう ～生き物がすみやすいびわ湖を目指して～
 ○「イヤーン!びわ湖!!」母なる湖を自慢しよう
 ○考えよう!「理想のびわ湖」～未来へ伝えよう 世界に誇る古代湖 びわ湖～

探究的・協働的な学び

新ホームページの活用

乗船前の学習

乗船中の学習

乗船後の学習

本物に触れる 採捕体験
 身に付けた資質・能力

これまでの学習	新学習船での学習		
「一斉学習」生活班ごとに、全ての児童が同じ内容をローテーションで学習する。	「課題別、探究的な学習」学習班(課題別グループ)ごとに、自分たちの課題追究のための調査・観察・実験等の学習活動に取り組む。		
①プランクトンの観察 ②びわ湖の漁法 ③湖底の観察	Aグループ	Bグループ	Cグループ
	課題別グループごとに、自らの課題を追究するための調査・観察・実験等の学習活動に取り組む。		
	電子黒板やタブレット/パソコン等を活用し、グループで学習した成果を交流する。		

フローティングスクール学習 (乗船前から乗船後までを含めた一連の学習)

びわ湖について学び、考え、伝え合い、びわ湖と自分のつながりを見つめる子

共生社会に向けた多様なニーズに対応する教育の推進

「地域で共に生きる」特別支援教育の推進

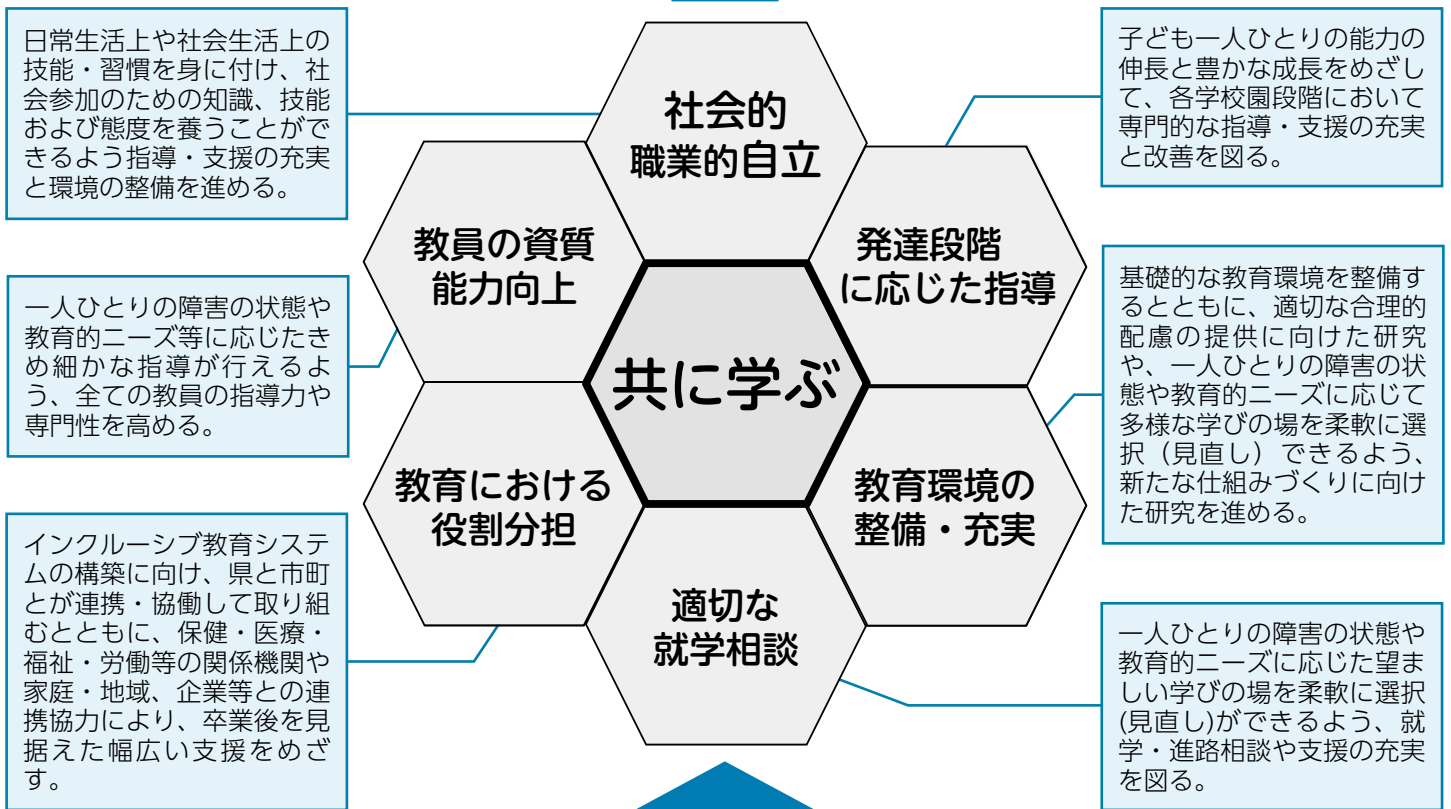
障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより「地域で共に生きていくための力」を育て、「共生社会の形成」をめざします。

地域で共に生きていくための力の育成

多様な個人が能力を発揮しつつ自立して共に社会に参加し支え合う

共生社会の形成

インクルーシブ教育システムの構築と新しい学校づくり



特別な教育的支援を必要とする児童生徒の増加

社会構造の変化

医療の進歩、職業構造の変化、価値観の転換 等

本県特別支援教育のめざす姿

- 障害のある子どもも障害のない子どもも、地域で共に生きていくために必要となる社会生活能力を身に付け、社会的・職業的に自立し社会参加できる。
- 障害のある子ども一人ひとりが、義務教育の段階においては「地域で学ぶ」ことを基本とし、就学後の成長や学習課題の進展等により、その教育的ニーズに応じた学びの場を柔軟に選択することができる。
- 「(地域で)共に学ぶことにより、様々な力を持つ全ての子どもたちが、障害のあるなしにかかわらず、互いの違いやよさ等を認め合うことができ、地域社会の一員として心豊かに成長できる。『滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン)』より

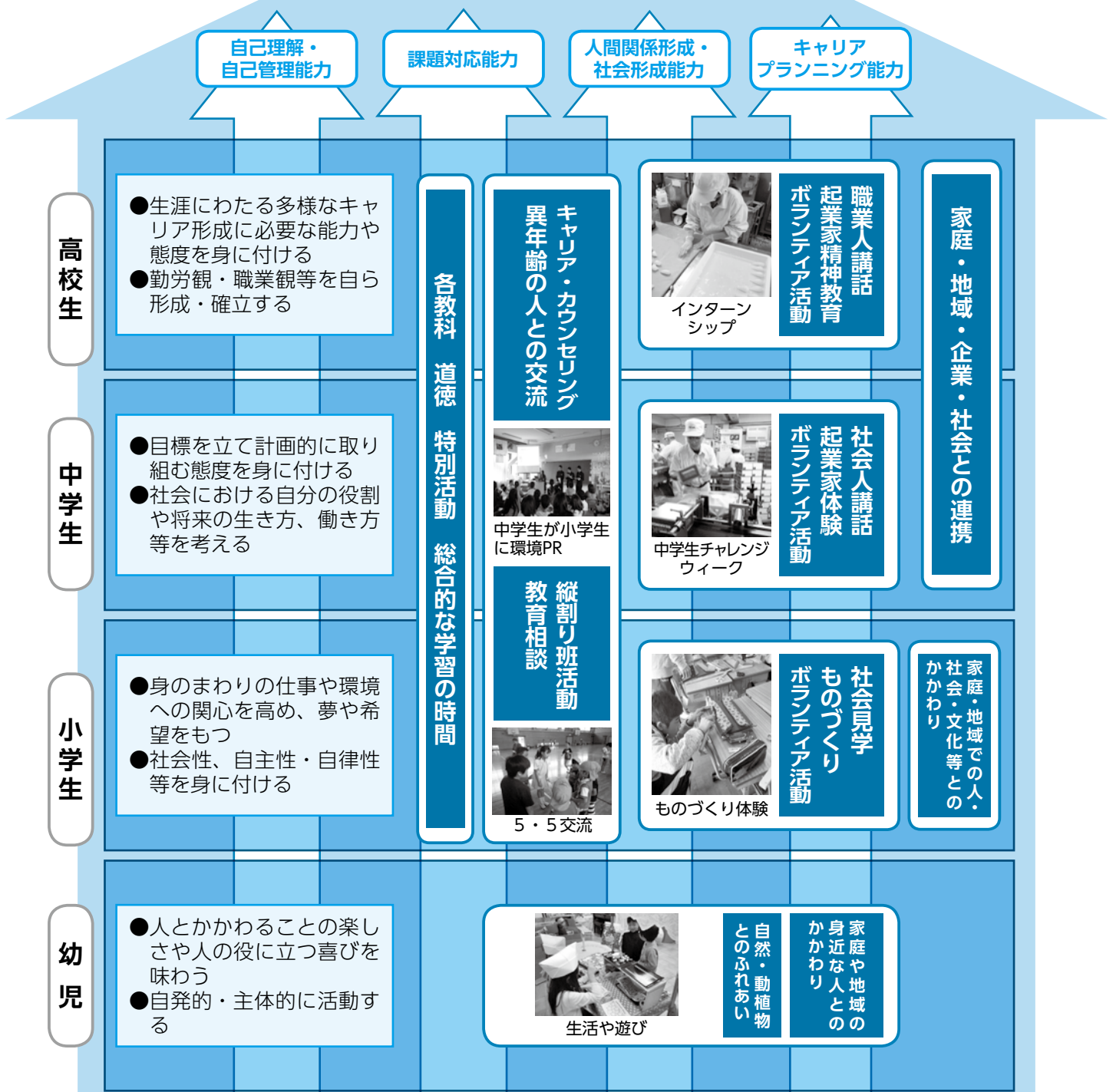
多様な進路・就労の実現に向けた教育の推進

自己と社会をつなぎ未来を拓く系統的なキャリア教育の推進

社会人・職業人として自立できるようにするため、発達段階に応じた系統的なキャリア教育を展開し、体験活動や外部人材の活用等、地域や家庭、産業界と連携・協働した取組を推進します。

自分を社会に生かし自立して生きていく力を育む

目標をもった進学 社会での自己実現へ

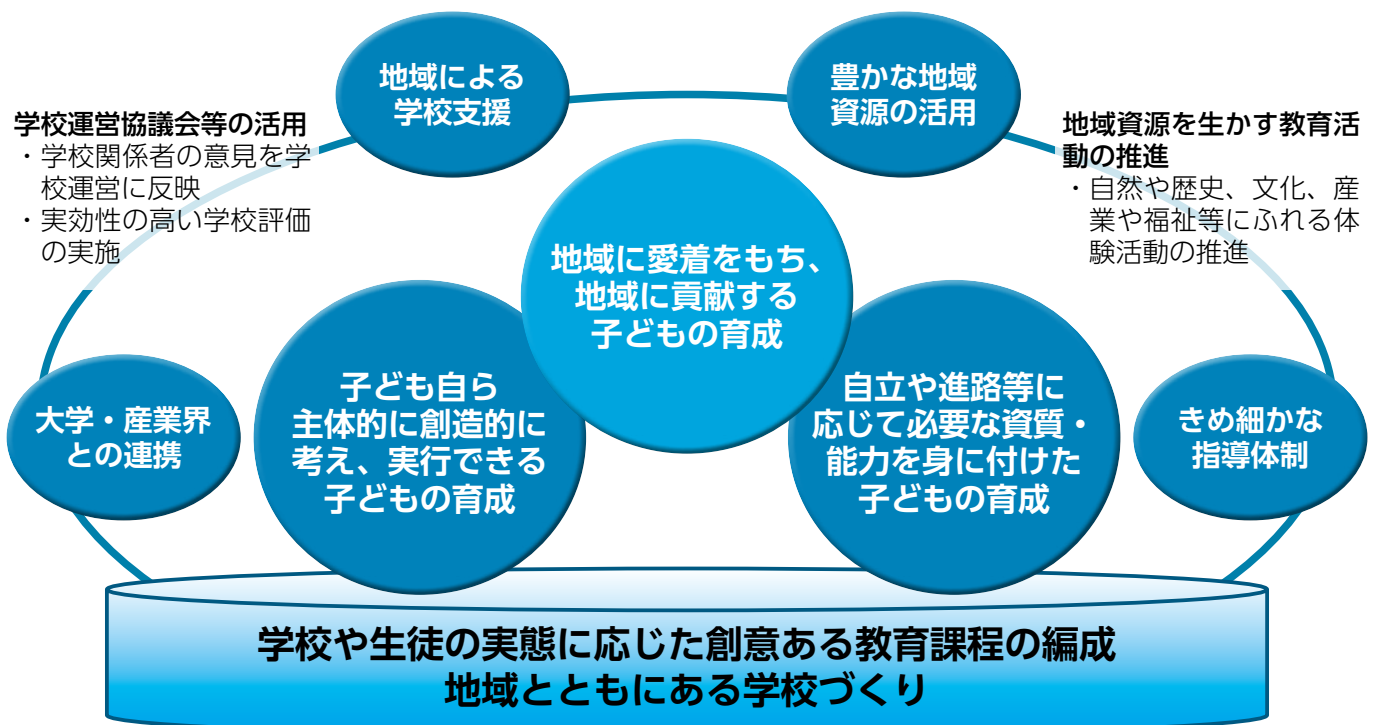


魅力と活力ある学校をつくる

この仲間と、この地域にある、
この学校で学べてよかったと思える学校へ

主体的・創造的に生きていくための力を身に付け、他者と共同できる社会性を育てていくために、子どもの個々の状況や学校の実態に応じて、教育課程を工夫するなど、魅力と活力ある学校づくりを推進します。

一人ひとりが生き生きと自己実現ができる特色ある学校づくり



小・中学校の事例

○豊かな地域資源や地域人材を活用した特色ある教育活動



地域の特産物「日野菜」の学習



地域の川「安曇川」でのリバー学習



地域の伝統芸能「富田人形」の学習

高等学校の事例

生徒が自らの興味・関心、進路希望等に応じた学習ができる学校



大学と連携した学習

学校行事や部活動などの取組を活発に行うことができる学校



文化祭でのクラス発表

生徒や教師との幅広い出会い、集団活動を通して互いに刺激し合うことができる学校



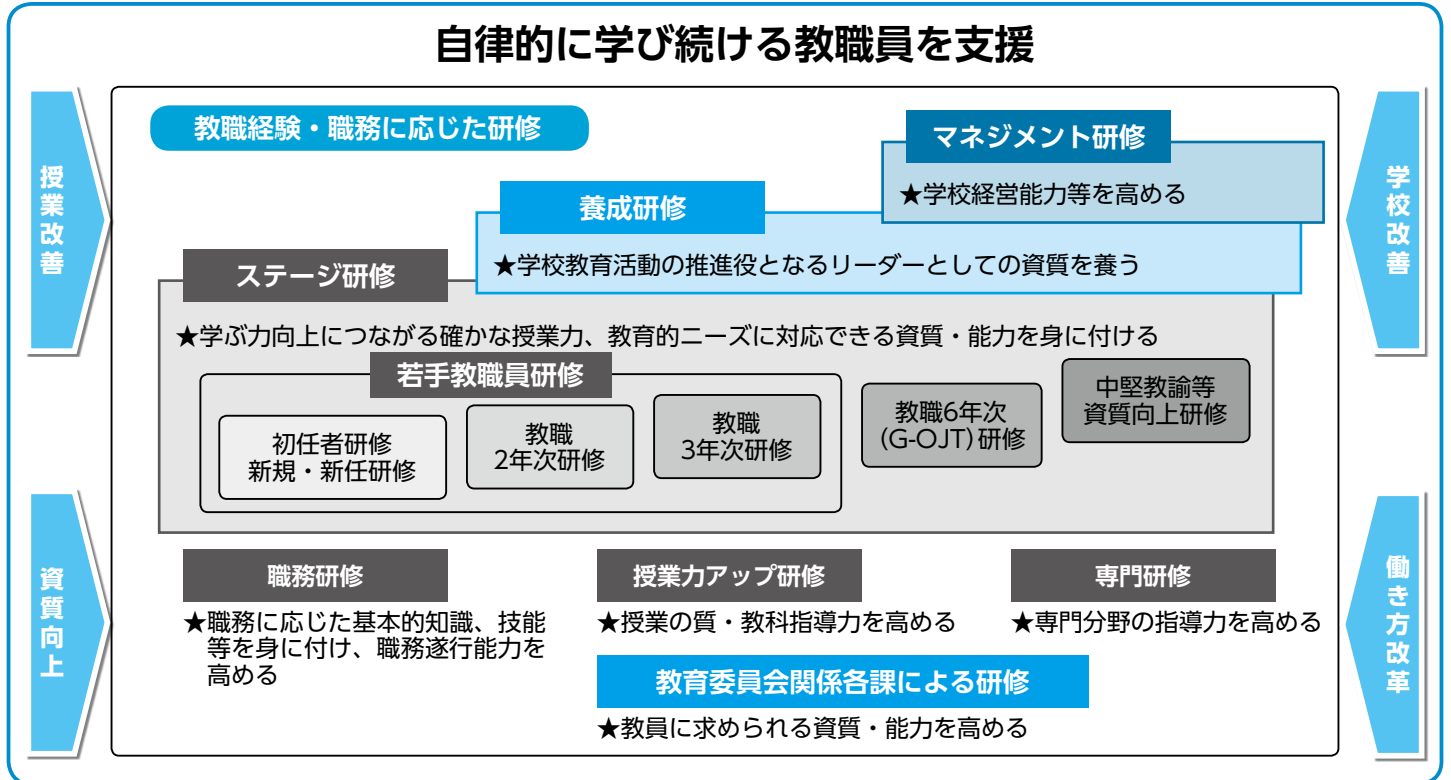
総合学科での成果発表会

教職員の教育力を高める

子どもの力を引き出し伸ばす教職員の実践力の向上

求められる資質・能力の向上をめざし、時代の変化やキャリアステージに応じた高い課題意識をもって自律的に学び続ける教職員を支援するとともに、学校教育への信頼が失われることのないよう、教職員の人権意識の向上とコンプライアンスの徹底を図ります。

自律的に学び続ける教職員を支援



滋賀県教員のキャリアステージにおける人材育成指標

教員が自らの資質・能力を把握し、キャリアアップに向けた目標設定を行うための具体的な指標

教諭

養護教諭

副校長・教頭

校長

滋賀県公立学校教員人材育成基本方針

- 組織的で体系的な取組による授業力の向上
- リーダーシップの発揮による組織力の強化
- 人事配置や人事評価制度の活用等による組織力の向上
- 教員をめざす人材の養成と採用の工夫・改善

OJTを取り入れた校内研修

- ・若手教員が育つ学校の仕組みづくり

大学との連携

- ・高度な専門性の習得
- ・スクールリーダーの育成

人事評価の活用

- ・面談による目標設定と意欲の向上
- ・目標の共通理解による組織力の向上

職責を遂行するための研究と修養

- ・新しい時代の教育に対する自己研鑽

コンプライアンスの徹底

- ・人権意識の向上と不祥事の根絶

安全・安心な学校・地域をつくる

1 的確な見立てと支援の充実を図る生徒指導の実践

いじめや不登校などの諸課題に対し、子ども一人ひとりへのきめ細かな対応ができるよう、校内の相談体制の強化に努めるとともに、専門家・関係機関、家庭・地域との連携を進め、「チーム学校」による組織的対応の充実を図ります。

組織的対応の充実

☆学校における教育相談体制の充実

☆ケース会議の実施

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用
アセスメント（見立て）とプランニング（手立て）の実践



いじめの問題への取組

①子ども自身が主人公となる学校づくり

- 学級づくり、話し合い活動の充実
- 児童会・生徒会による「絆」をつむぐ学級・学校づくりの推進
- 校内、中学校区内、市町内で子ども自身がいじめの問題を考え議論する取組



「滋賀県いじめ問題サミット」

②教員の資質向上・校内組織体制の充実

- いじめ防止対策推進法に則った対応
- 事例検討など校内研修会の充実
- スクールカウンセラーと協働した「心理授業」の実践
- いじめアンケートの工夫
- いじめ対策委員会による学校全体でのいじめ対策
- 保護者や児童生徒の意見を取り入れた学校いじめ防止基本方針の点検・見直し

③関係機関等のサポート体制の充実

- スマートフォン等の使い方についての家庭でのルール作りや情報モラル教育の推進
- いじめで悩む子ども相談電話・24時間子供SOSダイヤルの周知
- 生徒指導緊急サポート事業（専門家派遣）の活用

不登校への総合的な対策

①不登校の未然防止

- わかる授業、学級集団づくり、児童会・生徒会活動の充実
- 家庭と連携した基本的な生活習慣づくり
- 特別な教育的支援等を必要とする児童生徒への適切な対応



「縦割り活動による話し合い」

②不登校の早期発見・早期対応

- 健康観察の充実と情報共有の工夫
- 欠席日数に応じた対応（電話連絡、家庭訪問等）の共通理解・共通実践
- ケース会議の実施によるアセスメントとプランニングの実践

③社会的自立および登校に向けた支援

- アセスメントとプランニングの見直し
- 適応指導教室・民間施設等との連携強化
- 「児童生徒理解・教育支援シート」等による引継ぎ・連携

全ての子どもの多様性が認められ、豊かな人間関係を育む取組

外国人児童生徒への支援

①特別の教育課程の実施

- 指導計画の作成、日本語指導の体制の整備
- 外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメントDLAによる日本語能力の把握

②母語による教育支援

- 母語が理解できる人材の活用
- 子どもたちの間に豊かな人間関係を築くためのコミュニケーション支援

③支援体制の整備

- 日本語指導のための教員の加配や非常勤講師の派遣

様々な家庭状況を踏まえた児童生徒への支援

①校内の組織的な対応

- 児童虐待の防止等に関する法律の理解と対応
- スクールソーシャルワークの視点による支援

②関連機関との連携

- 要保護児童対策地域協議会等ネットワークによる支援の充実
- 安全・安心・自信をもてる環境と学習の保障

学校・家庭・地域・関係機関との緊密な連携により社会全体で子どもを見守る体制

安全・安心な学校・地域をつくる

2 子どもが主体的に安全・安心をつくる

子ども自身が危険を予測し、回避することができる力を身に付け、地域の一員として防災・防犯・交通安全活動に関われるよう、関係機関と連携した実践的な取組を推進します。

学校安全体制の整備の推進

安全に関する組織の充実

- **学校安全指導者講習会の開催**
 - ・ 学校事故対応に関する講習会
 - ・ 防犯・交通安全教室指導者講習会
 - ・ 学校防災教育コーディネーター講習会
- **「学校防災教育コーディネーター・安全主任等情報交換会」の開催**
 - ・ 市町域での各幼、小、中、県立学校の安全教育に関する情報交換と、関係機関との連携
- **「学校防災委員会」による学校防災の推進**
 - ・ 避難訓練の計画、検証
 - ・ 学校防災マニュアルの見直し
 - ・ 校内研修の計画
 - ・ 家庭、地域、関係機関との連携の推進

学校・通学路の安全体制の整備

- ・ 学校施設や設備に対する、定期・日常・臨時の安全点検の実施
- ・ スクールガード等による登下校の見守り体制の推進
- ・ おうみ通学路交通アドバイザーや教職員による通学路点検の実施
- ・ 「訓練→評価→改善→見直し」のサイクルによるマニュアルの改善や教職員訓練の充実



子どもが自ら命を守る力を身に付ける教育の推進

実践的な避難訓練の実施

- ・ 学校防災教育アドバイザー(消防署等)や地域と連携した訓練の実施
- ・ 緊急地震速報のチャイム音の活用や保護者への引渡し等、多様な想定での実践的な訓練の実施



安全に関する知識を深める授業

- ・ 教科横断的な防災教育の推進
- ・ 地域安全マップの作成、「地域で育む防災・防犯しがっこガイド」や「学校防災の手引き」等を活用した防犯教育、防災教育の推進
- ・ リーフレット「滋賀県の学校・園における交通安全教育」を活用した、自転車運転をはじめとする交通安全教育の推進



滋賀県 学校安全

教職員の危機管理意識の高揚

- **学校の危機管理トップセミナー**
 - ・ 校園長を対象とした危機管理研修を開催し、防災や学校事故等に関する危機管理意識を高める。
- **校内研修の充実**
 - ・ 教職員が事故や災害に対する知識を得て、迅速かつ適切に対応できる力を身に付けるとともに、幼児・児童・生徒に対して効果的な指導を行えるようにする。
(AEDを含む心肺蘇生法等の応急処置、事故事例の検証、警察や消防署等関係機関への通報訓練、文部科学省DVDの活用等)



社会全体で子どもを育てる環境をつくる

「開かれた学校」から、「地域とともにある学校」へ

学校も地域の一員であるという認識のもと、地域や保護者と積極的に連携・協働し、パートナーとしてともに子どもを育み、社会総がかりの教育体制を構築します。

学校・園

地域とともにある学校（園）づくりの推進

・学校(教員)と地域(地域人材)が「熟議」(熟慮と議論)を重ねながら、目標やビジョンを共有し、積極的に連携・協働する体制づくりを推進
(コミュニティ・スクール〔学校運営協議会を置く学校〕等の仕組みを活用)

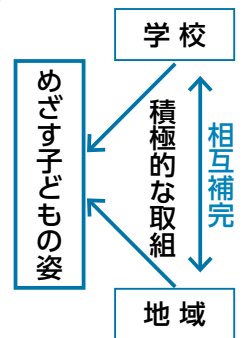


○「社会に開かれた教育課程」の実現をめざした地域資源を生かす教育活動

- ・地域の自然や歴史・文化、産業や福祉等にふれる体験的な学習の推進
- ・学校運営に地域の人材やボランティア組織の参画を促す
- ・専門的な知識や技能をもつ地域人材等の積極的な活用(「学校支援メニュー」)

○パートナーとして相互に連携・協働する関係づくり

- ・双方向性や対等性を意識した様々な世代や多様な団体等との交流を通じて、相互理解を深める



●学校からの地域貢献

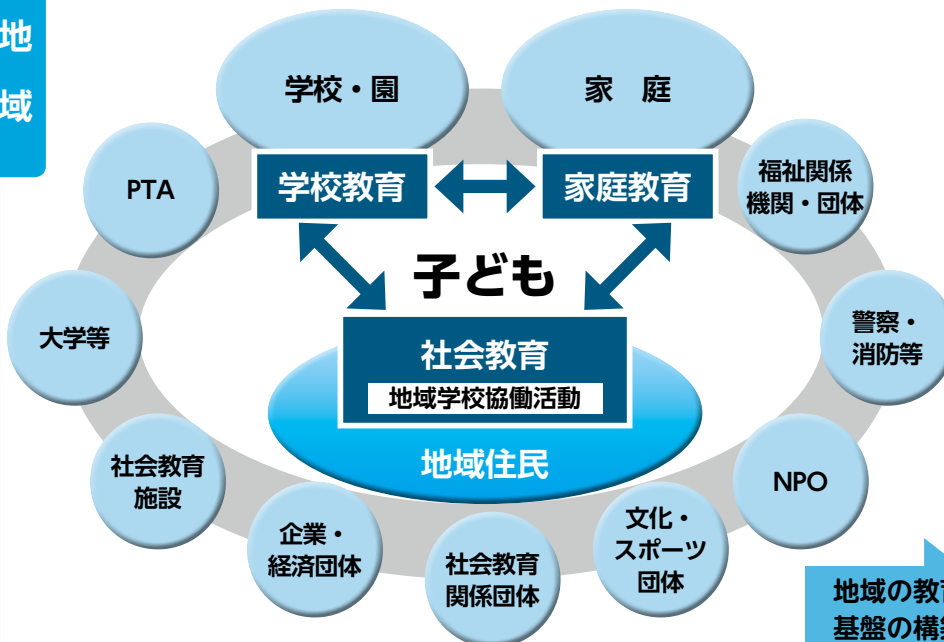
- ・地域行事等への子どもの参加・参画
- ・学校や地域において、子どもと大人がつながる機会の創出
- ・地域の将来を担う人材を地域とともに育成

●地域や保護者等による学校支援

- ・多様な年代による組織的なボランティア活動
- ・事前の打合せを大切にし、ねらいを共有するなど、子どもの主体性を生かした支援
- ・地域住民にとっての自己実現の場

社会全体で子どもの育ちを支える仕組み

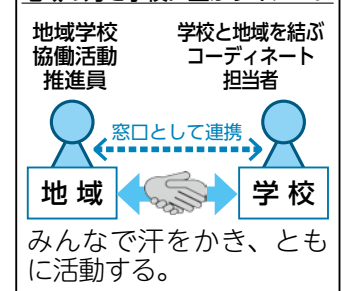
地域



地域学校協働活動

幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもの成長を支え、地域を創生する活動

地域の力を学校に生かすイメージ



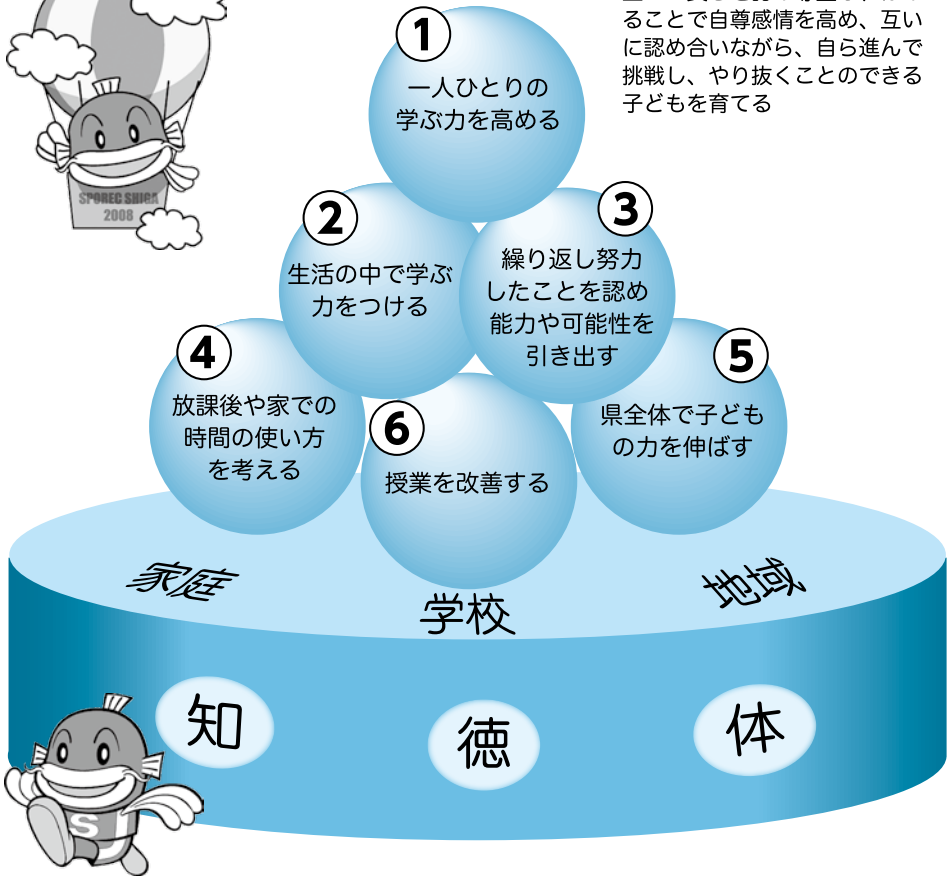
地域の教育基盤の構築

10年後・20年後の地域を担う人を育てる

学ぶ力向上 滋賀プラン

夢と生きる力を育てる

学ぶ力を育むための6つの視点



仲間と周囲とのつながりを大切にし、自ら進んで学び、自分の将来を真剣に考えることのできる子どもを育てる

互いの良さを認め尊重し、ほめることで自尊感情を高め、互いに認め合いながら、自ら進んで挑戦し、やり抜くことのできる子どもを育てる

学習指導要領の改訂等に関するスケジュール

	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	平成34年度 (2022)
幼稚園・保育所 認定こども園			全面実施				
小学校	改訂29・3・31 答申28・12・21	周知・徹底	教科書検定	移行期間 採択・供給	全面実施 使用開始		
中学校				移行期間 教科書検定	採択・供給	全面実施 使用開始	
高等学校		学習指導要領改訂	周知徹底		移行期間		順次実施 教科書検定 採択・供給 使用開始

学ぶ力を育てる6つの滋賀プラン（進行計画）

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<ul style="list-style-type: none"> ・2年スパン（Ⅰ期・Ⅱ期）で4年計画を策定 ・学力・学習状況等の改善の方向性と施策を示す 		Ⅰ期 基礎的・基本的な知識・技能の定着 学び方の指導、学ぶ意欲の向上 学習状況や生活習慣の改善 主体的な学びとなる家庭学習の定着		Ⅱ期 思考力・判断力・表現力の育成 課題発見能力・問題解決能力の育成	
(1)一人ひとりの学ぶ力を高めるプラン	体験活動の推進	＜うみのこ、やまのこ、たんぼのこによる体験活動など＞			
	キャリア教育の推進	＜中学生チャレンジウィーク＞			
	個に応じたきめ細かな指導の推進	＜少人数教育（少人数学級・少人数指導）＞			
(2)生活の中で学ぶ力をつけるプラン	体験を通して学びの基礎を育成	＜学びの基礎体験型学習プロジェクト＞		＜学びに向かう力推進事業＞	＜学びをつなぐ幼小連携・接続推進事業＞
	学び合う学習環境づくり	＜学級活動スキルアップ事業＞		＜道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業＞	
	自他を尊重する集団づくり	＜滋賀県「絆をつむぐ学校づくり」推進事業＞		＜滋賀県いじめ問題サミット＞	
(3)繰り返し努力したことを認め能力や可能性を引き出すプラン	繰り返し取り組み、学ぶ意欲の向上や自信の獲得	＜学年別ステップアップ事業＞			＜学びの基礎ステップアップ事業＞
	個に応じた学習サポートや運動機会の充実	＜放課後等活用事業＞ 補充学習の充実	健やかタイムの推進	予習・復習の充実 体力向上策の充実	＜学びの質を高める学校改善事業＞
	基礎的・基本的な知識・技能の定着	＜学ぶ力パワーアップ事業＞		＜小学校専科指導による学力向上推進＞	＜小学校専科指導推進事業＞
(4)放課後や家での時間の使い方を考えるプラン	放課後等の補充学習、運動機会の充実	＜放課後等活用事業＞（再掲） 放課後の活用を支援	補充学習の充実 運動機会の充実	予習・復習の充実（再掲） 運動機会の充実（再掲）	＜学びの質を高める学校改善事業＞（再掲）
	家庭での学習習慣や主体的な家庭学習の確立	＜家庭学習の充実＞ 授業と家庭をつなぐための参考資料を作成し、児童生徒や保護者に家庭学習の意義や方法を指導		＜湖っ子食育推進事業＞	
	人間関係の育成や生活習慣の改善についての啓発	＜家庭向け各広報など＞ 「早寝・早起き・朝ごはん」県民運動の展開	リーフレットで学習習慣・生活習慣の改善を啓発	「ぐっすり睡眠・しっかり朝食」生活習慣の改善	
(5)県全体で子どもの力を伸ばすプラン	学校、家庭、地域社会等が一体となり、自己実現を図れるよう支援	＜自尊感情・学びの礎育成プロジェクト事業＞			
	土曜日ならではの豊かな教育環境の提供	＜学ぶ力を育てる土曜学習支援事業＞		＜土曜日の教育支援事業＞	
	体力向上・運動機会の充実	＜体育授業力向上事業＞	＜子どもの体力向上推進事業＞		
(6)授業を改善するプラン	思考力・判断力・表現力の育成	＜学力向上アプローチ事業＞	＜主体的・協働的な学び推進事業＞	＜主体的・対話的で深い学び推進事業＞	＜学びの質を高める学校改善事業＞ ＜「学びの変革」推進プロジェクト＞
	教科指導力の向上	＜教科指導力向上研修＞	＜学ぶ力向上推進リーダー研修＞	＜中学校授業改善推進加配(コアティーチャー)事業＞ 小学校専科指導による学力向上推進（再掲） 小学校専科指導推進事業（再掲）	
	系統的な英語教育の推進	＜しが英語力育成プロジェクト＞			

学校における働き方改革取組方針（概要版）

～教職員が健康でいきいきと働くことができ、子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するために～
(～平成32年度)

滋賀県教育委員会

策定の趣旨

- 教職員が誇りや情熱を持ち続け、学習指導や生徒指導に集中できる環境を整備
- 教育の質を高め、子どもたちの「夢と生きる力」を育むための働き方改革を推進



目標

- 超勤時間が月45時間超の教員を減らします
小学校 81.9% (※1) → 40%以下
中学校 88.9% (※1) → 50%以下
県立学校28.6% (※2) → 15%以下
(全教員に占める超過勤務時間が月45時間超の教員数の割合)
- 年次有給休暇の取得を促進します
10.6日 (平成28年) → 14日以上
(1人あたり年間平均取得日数)

(※1) 文部科学省が実施した教員勤務実態調査(平成28年度)の集計(速報値)で、1週間あたりの学内総勤務時間数(教諭)が50時間以上の者の割合。
(※2) 県教育委員会の通年における勤務時間把握結果(全教員を対象)において、超過勤務時間が月40時間以上の者の割合。

取組方針の5本の柱

学校業務の見直し・
効率化
指導・運営体制の充実

部活動における教員の
負担軽減

専門性を持った多様な
人材の活用

家庭や地域の力を
学校に生かす取組

教員の勤務時間管理



長時間労働を改善するための共通の基準

(勤務時間関係)

- 平日の退勤は午後7時までとします
- 週に1日以上は定時に退勤する日を設定
- 月当たり超勤が80時間を超えないようにします
- 夏季休業期間に、1週間以上の集中休暇期間を設定

(部活動関係)

○休養日の設定

- ・中学校：週2日以上(平日1日と週休日のいずれか1日)
 - ・高等学校：週1日以上と4週につき2日以上の週休日の休養日
- なお、大会、練習試合等の日程の関係で、予定していた週休日等の休養日に活動する場合は、その前後の2週の期間内に休養日を設定する

○活動時間の設定

- ・中学校：平日概ね2時間以内、週休日等概ね4時間以内
- ・高等学校：平日概ね3時間以内、週休日等概ね4時間以内

○朝練習は中学校・高等学校ともに原則行わないこと

※運動部活動および文化部活動の競技・部門・種目の特性や学校の特色、または一時的な事情により、上記の部活動にかかる基準を適用することが困難な場合、その扱いを市町教育委員会もしくは県立学校で判断



郷土の花 しゃくなげ
(昭和29年2月指定)



県の木 もみじ
(昭和40年10月指定)



県の鳥 かいつぶり
(昭和40年7月指定)



Mother
Lake

表紙について

滋賀県の豊かな学習環境のなかで、個性や能力をもった子どもたち一人ひとりが、主体的な学びの中で、互いの多様性を尊重し、力を合わせ学び合い、夢を実現していく様子を表しています。

平成30年度(2018年度)

学校教育の指針

平成30年3月発行

発行：滋賀県教育委員会

〒520-8577

大津市京町四丁目1番1号